役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人　東の会

(目的)

第１条　この規程は、社会福祉法人東の会（以下「当法人」という）定款の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等について定めるものとする。

２　この規程において、定款に定める理事、監事及び評議員のほか、定款に定める評議員選任・解任委員会委員、苦情解決マニュアルに定める第三者委員、利用者と利用者の家族の会会則に定める役員、その他理事長の指示又は理事会の委任を受けて会議等に出席する者（以下「役員等」とする）にも適用する。

(報酬等の支給)

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

２　役員等が法人の経営する事業の従業員を兼務している（以下「従業員兼務役員」という）場合、その兼務する従業員の雇用内容により、給与規定により給与として支給する。

３　従業員兼務役員のうち理事長については、給与規定の給与の支給のほか、別表第１に定める額の報酬を支給する。

４　非常勤役員等については、業務に応じて、別表第２に定める額の報酬を支給する。

５　報酬の支給は、従業員兼務役員は給与規定を準用し、非常勤役員等はその都度支給する。

６　役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる

（報酬等の額の算定方法）

第３条　役員等のうち、評議員については、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

２　この法人の全理事の報酬総額は、別表第３に定める額以内とする。

３　この法人の全監事の報酬総額は、別表第４に定める額以内とする。

(改廃)

第４条　この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

（補足）

第５条　この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

付　則

１．　この規程は、平成２１年４月１日より施行する。
この規程は、平成２７年６月１日より一部変更して施行する。
この規程は、平成２９年４月１日より一部変更して施行する。
この規程は、平成３０年１月１８日より一部変更して施行する。
この規程は、令和元年１１月１日より一部変更して施行する。
この規程は、令和３年６月１７日より一部変更して施行する。
この規程は、令和６年２月８日より一部変更して施行する。
この規程は、令和７年１２月１８日より一部変更して施行する。
この規程は、令和８年１０月９日より一部変更して施行する。

別表１（従業員兼務役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額　５００，０００円

別表２（非常勤役員等の報酬）

業務の内容	報酬の額
会議等への出席	日額　差引支給額（源泉徴収後の実支給額）１０，０００ 円 源泉徴収すべき税額が法令改正等により変更された場合でも、実支給額が １０，０００円となるよう報酬額を調整する。
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額　差引支給額（源泉徴収後の実支給額）１０，０００ 円 源泉徴収すべき税額が法令改正等により変更された場合でも、実支給額が １０，０００円となるよう報酬額を調整する。

別表３（全理事の報酬総額）

役職名	報酬総額
理事	年間　１００，０００，０００円

別表４（全監事の報酬総額）

役職名	報酬総額
監事	年間　１，０００，０００円